

サイバー犯罪から青少年を守るために  
～サイバー犯罪に遭わない, 起こさせない～



広島県インターネット  
セキュリティ対策推進協議会

高度情報通信ネットワーク社会が進展し、インターネットによる電子メールやホームページの閲覧、ネットショッピングなど、インターネットが様々な用途で活用され、私たちの生活の一部となっています。

また、インターネット利用環境も、図書館や公民館などの公共施設、そしてインターネットカフェなど、私たちの身近な場所で、いつでもどこからでも利用できる環境が整っています。

こうした中で、青少年によるインターネットを利用した犯罪等が問題化しており、インターネット上でのトラブルや少年が被害者又は加害者となる事件が増加傾向にあります。

一例を挙げれば、掲示板への書き込みの内容が原因で凶悪事件に発展したのや、映画や音楽を著作権者に無断でダウンロードする著作権法違反などで、その多くは、お互いが相手に対する思いやりを持って掲示板への書き込みを行い、定められたルールを守れば、こうしたトラブルや犯罪は防げるものです。

同時に学校や家庭でインターネットを利用する際のマナーやインターネットに潜む危険性を正しく教えることも大切です。

広島県インターネット・セキュリティ対策推進協議会では、こうした青少年によるインターネット上でのトラブルや犯罪を防止するため、教師の方々、そして保護者の皆さんに活用していただくための資料を作成いたしました。

この資料は、広島県警察本部生活安全部生活安全企画課サイバー犯罪対策室、広島市立大学教授 大場 充氏、広島大学教授 相原玲二氏の監修をいただき、実際に発生したインターネット上でのトラブルや犯罪をもとに、それぞれの問題点や原因、そして必要な対策等をわかりやすくとりまとめたものです。

皆様には、この資料を活用し、青少年に対してインターネットを利用する上での正しいルールとマナーを教示していただき、快適なIT社会に対応できる次世代の育成を図っていただければ幸いです。

平成18年7月31日

広島県インターネット・セキュリティ対策推進協議会

会 長 佐 藤 稔

## 目 次

# サイバー犯罪から青少年を守るために

～サイバー犯罪に遭わない，起こさせない～

### 第一章 サイバー犯罪と青少年を取り巻くインターネット環境

- 1 サイバー犯罪とは
- 2 青少年を取り巻くインターネット環境

### 第二章 サイバー犯罪の現状

- 1 サイバー犯罪等の相談受理状況
- 2 サイバー犯罪の検挙状況

### 第三章 サイバー犯罪事例

- 1 インターネット掲示板を利用した犯罪と対策
- 2 出会い系サイトに関係した犯罪と対策
- 3 オンラインゲームに関係した犯罪と対策
- 4 ファイル共有ソフトに関係した犯罪と対策
- 5 悪質メールと対策
- 6 インターネット・オークションに関する犯罪と対策
- 7 コンピュータウイルスと対策

### 第四章 インターネット利用時の注意事項

- 1 その他のインターネット利用上の注意点
- 2 インターネット利用時のルールとマナー

# サイバー犯罪から青少年を守るために

～サイバー犯罪に遭わない，起こさせない～

## 第一章 サイバー犯罪と青少年を取り巻くインターネット環境

### 1 サイバー犯罪とは

サイバー犯罪とは，コンピュータやインターネット等を悪用した犯罪を意味します。  
具体的には，不正アクセス禁止法違反や出会い系サイトを利用した児童買春・児童ポルノ法違反，インターネット・オークションを利用した詐欺事件や掲示板へ相手を誹謗中傷する書き込みを行う名誉毀損事件等の犯罪をいいます。

サイバー犯罪の特徴としては，

- 匿名性が高いこと
- 痕跡が残りにくいこと
- 不特定多数の人に被害が及ぶこと
- 国境を越えることが容易であること

などが挙げられます。

### サイバー犯罪対策室からひとこと

コンピュータが急速に普及し，日常生活の中においても様々な場面でパソコンを利用する機会が増えてきていることと思います。また携帯電話を含め，インターネットの普及により，非常に多様な情報を瞬時に入手することも可能になり，もはや，インターネットは手放せない便利な道具となってきています。

しかし，その反面，インターネットを悪用した犯罪も増加し，社会問題となってきています。便利な道具も使い方を誤ると非常に危険なものとなることを認識しなくてはなりません。青少年が巻き込まれる主なサイバー犯罪として，ワンクリック請求サイトに不当請求される被害や，インターネット掲示板の書き込みに関する相談が非常に増えてきています。

皆様におかれましては，インターネットの正しい知識を持っていただき，青少年がサイバー犯罪の被害者にも加害者にもならないために，何に注意する必要があるのか，このパンフレットを通じて考えていただけると幸いです。

## 2 青少年を取り巻くインターネット環境

携帯電話やパソコン，インターネットカフェ等のインターネット環境が充実し，青少年がインターネットを利用する機会が増えています。

また，通信速度や検索エンジンの性能の向上，情報技術の発展等により，様々な種類の情報をインターネットで瞬時に得ることが可能となっています。

インターネット社会は，これからもますます発展し，情報の道路として整備されてゆきましょう。

そこは車社会と同じで，青少年がインターネットを楽しく安全に利用するためには，インターネットを利用する上でのルールやマナーを守ることが大切です。

そのためには，教師や保護者の皆さんがインターネット社会やサイバー犯罪の実態を正しく理解し，子どもたちに日頃から注意をうながし，学校や公民館などで「インターネット安全教室」を開催するなど，身近なところから注意を喚起することが重要です。

(図1は，「青少年を取り巻くインターネット環境」を図表化したものです。)

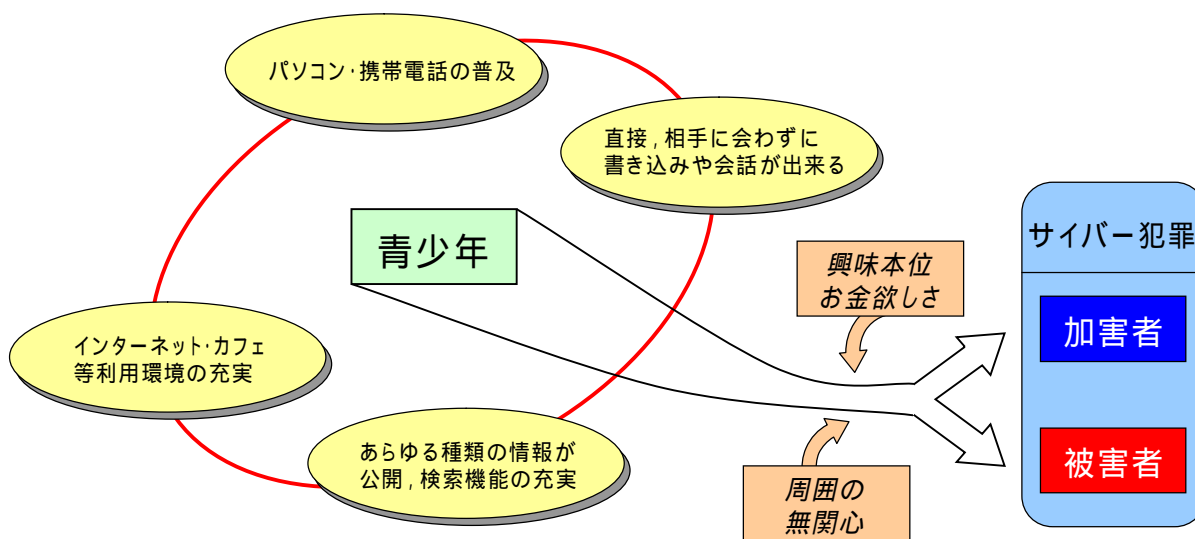


図1 青少年を取り巻くインターネット環境

## 第二章 サイバー犯罪の現状

### 1 サイバー犯罪等の相談受理状況

#### (1) 全国における相談受理状況

全国における平成17年中のサイバー犯罪等の相談受理件数は、図2-1のとおり、84,173件で、前年と比較して約1.2倍に増加しています。

インターネット・オークションに関する相談が約1.3倍、不正アクセス、コンピュータウイルスに関する相談が約1.8倍に増加しています。

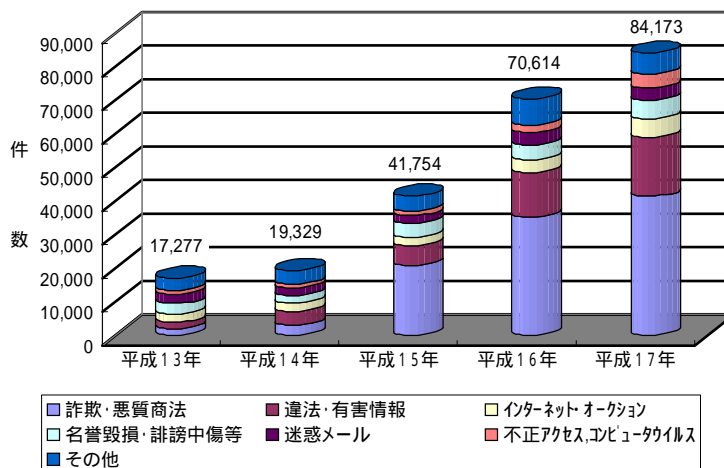


図2-1 全国における相談受理状況

#### (2) 広島県における相談受理状況

広島県における平成17年中のサイバー犯罪等の相談受理件数は、図2-2のとおり、1,289件で、前年と比較して約1.6倍に増加しています。

全体の約半数を占める、詐欺・悪質商法に関する相談は前年比較で約1.7倍、インターネット・オークションに関する相談は約1.4倍に増加しています。また、不正アクセス、コンピュータウイルスに関する相談は、約2.6倍、名誉毀損・誹謗中傷に関する相談は約2.1倍に倍増しています。

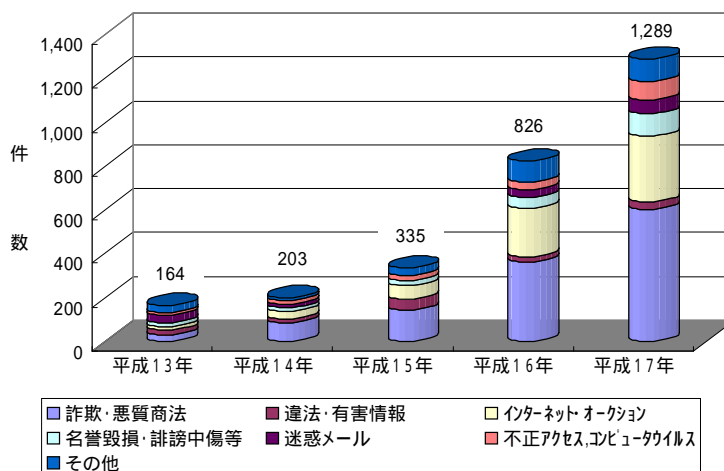


図2-2 広島県における相談受理状況

## 2 サイバー犯罪の検挙状況

### (1) 全国における検挙状況

全国における平成17年中のサイバー犯罪の検挙事件の総数は、図3-1のとおり、3,161件で、前年と比較して約1.5倍に増加しています。

不正アクセス禁止法違反が約2倍、ネットワーク利用犯罪が約1.5倍に増加しています。

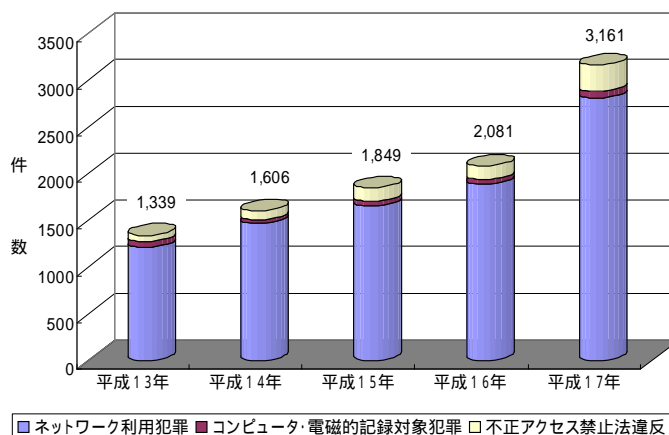


図3-1 全国における検挙状況

### (2) 広島県における検挙状況

広島県における平成17年中のサイバー犯罪検挙事件の総数は、図3-2のとおり24件で、前年と比較して3件減少しています。

その中で、ネットワーク接続された状態にあるコンピュータに対してインターネット経由でID、パスワード等の識別符号を無断で入力してアクセスする不正アクセス事案が前年が0件に対して3件増加し、パスワード等の個人情報悪用した犯罪が増加傾向にあることを物語っています。

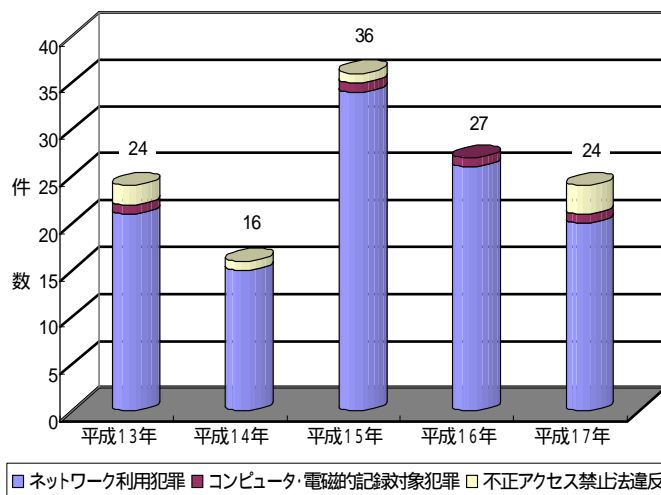


図3-2 広島県における検挙状況

### 第三章 サイバー犯罪事例

- 1 インターネット掲示板を利用した犯罪と対策  
 インターネット掲示板とは、インターネット上で、誰でも自由に書き込みができ、情報交換や友達作りの場として利用されています。

このインターネット掲示板を利用した犯罪としては、殺人予告や爆破予告などの脅迫や威力業務妨害のほか、掲示板への書き込み内容が原因で、凶悪事件に発展した事例もあります。

インターネット掲示板		
1:名無しさん	3/7	17:37
3月9日に公民館を爆破します		
2:Aさん	4/5	12:05
中学の は性格悪いぞ 携帯は090-****-****		

#### 《具体的犯罪等の事例》

##### 【脅迫の事例】

インターネット掲示板に「 月 日に公民館を爆破します。」等の書き込みを行った。  
 (威力業務妨害～3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

##### 【名誉毀損の事例】

インターネット掲示板にクラスメートの住所、氏名等の個人情報を掲載して誹謗中傷する書き込みを行った。  
 (名誉毀損～3年以下の懲役若しくは禁固又は50万円以下の罰金)

##### 【殺人に発展した事例】

インターネット掲示板に自分の悪口を書かれたことを理由に同級生を殺害した。  
 (殺人～死刑又は無期若しくは3年以上の懲役)

##### 【他人の個人情報を掲載した事例】

掲示板のアンケートの中に「あなたの友達を教えてください。」という書き込みがあったことから、友達の住所や名前、電話番号等を書き込んでしまった。

##### 【自殺サイトの事例】

自殺サイトで知り合った男女数名が車内で自殺した。

#### 《原因や動機》

- ・好奇心やいたずらによる書き込み
- ・個人情報(自分の写真等)の不用意な掲載
- ・うっぶん晴らしや嫌がらせ



- ・友人関係，進路問題等の悩みからの解放

#### 《問題点》

- ・適切な指導，アドバイスが行われていない。
- ・相手の顔が見えないため掲示板上で他人を傷つけても平気な世界だと勘違いしてしまう。
- ・空想の世界にのめり込んでしまう。
- ・掲示板への書き込み・閲覧が誰にも指摘されないで自由にできる。
- ・誰が書き込んだのかわからない。

#### 《対策（教師・保護者の方へ）》

具体的犯罪事例のとおり，何気ない書き込みが脅迫や名誉毀損，場合によっては，殺人事件にまで発展することがあります。

したがって，

- ・嘘や自分勝手な書き込みをしないこと
- ・相手の立場に立った書き込みをすること
- ・顔写真や電話番号等の個人情報，プライバシーを侵害する書き込みはしないこと

などの指導をすることが大切です。

また，インターネット掲示板に，クラスメートの名前を特定した上で，悪口等を書き込む，いじめ，嫌がらせの被害が多数あります。

書き込まれた人のことを考え，思いやりの気持ちを持つことが大切です。

インターネット利用者の一人ひとりがルールとマナーを守り，こうした掲示板をめぐるトラブルを防止していく必要があります。

こうした問題を踏まえた上で，インターネットをどの様に利用しているのか，その利用内容を時々チェックしてやり，「やっていること」と「やってはいけないこと」を示してやる必要があります。

## 2 出会い系サイトに関係した犯罪と対策

出会い系サイトとは、出会いを求めて男女が参加し、意見交換をするインターネット掲示板等のことです。

この出会い系サイトでは、知り合った異性からお金をもらってみだらな行為をしたり、知り合った異性から脅迫やストーカー行為を受けたりする事例があります。

### 《具体的犯罪等の事例》

#### 【児童買春の事例】

携帯電話の出会い系サイトの掲示板に「相談を聞いてくれる人いませんか」と掲載した女子中学生に、現金4万円を渡してみだらな行為をした。

#### 【異性を誘因する事例】

携帯電話の出会い系サイトの掲示板に「5万でわたしの処女買ってもらえませんか。私は中3の女の子です」等と書き込みを行い、みだらな行為の相手となるよう誘った。  
(出会い系サイト規制法違反～100万円以下の罰金)

#### 【個人情報を書き込まれた事例】

出会い系サイトに自分の名前や電話番号等を書き込まれ、それを見た大勢の者から電話がかかり困っている。

### 《原因や動機》

- ・興味や好奇心による書き込み
- ・遊ぶ金欲しさ
- ・個人情報(自分の写真等)の不用意な掲載

### 《問題点》

- ・携帯電話等が普及し、誰でも出会い系サイトを利用できる環境にある。
- ・罪悪感がなく、ゲーム感覚で利用する。
- ・知り合った相手から、ストーカー行為や脅迫を受けたり、殺人等の凶悪犯罪に発展する可能性がある。
- ・個人情報(顔写真、電話番号、メールアドレス等)の重要性を認識していない。

### 《対策(教師・保護者の方へ)》

出会い系サイトの裏には、監禁、暴行、人身売買、殺人等の凶悪犯罪が潜んでいます。したがって、

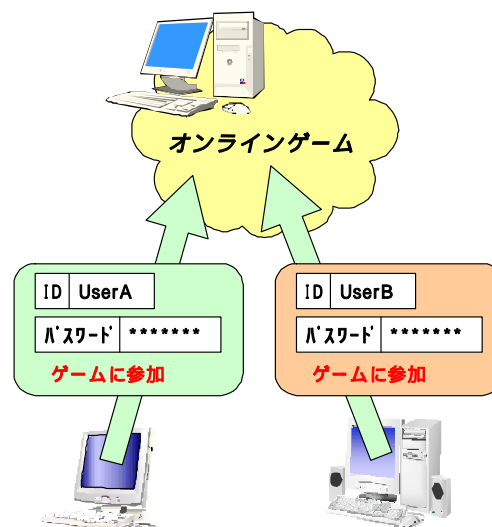
- ・18歳未満の者の出会い系サイトの利用は禁止されており、出会い系サイトは利用させないこと
- ・いたずらや興味本位で書き込みをさせないこと
- ・出会い系サイトの閲覧制限(利用制限)を行うことが大切です。

出会い系サイト		
1:Aです	4/1	19:25
広島市在住		14歳
相談を聞いてくれる人はいませんか		
2:Bです	5/1	20:11
福山市在住		15歳
中3です。¥5で遊びませんか		

### 3 オンラインゲームに関係した犯罪と対策

オンラインゲームとは、インターネットに接続し、複数人が同時にゲームに参加できるものです。

このオンラインゲームでは、アイテムを盗むことを目的とした不正アクセスやゲーム中の行動が原因で、現実社会でトラブルに発展する事例があります。



#### 《具体的犯罪等の事例》

##### 【なりすましの事例】

オンラインゲームのキャラクターのアイテムが何者かに取られ、パスワードも変更された。

(不正アクセス禁止法違反～1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

##### 【恐喝の事例】

オンラインゲームでのトラブルのはらいせに、相手の個人情報入手し、メールや電話で現金約140万円を脅し取った。

(恐喝～10年以下の懲役)

#### 《原因や動機》

- ・他人に推測されやすいID・パスワードの設定
- ・他人とのID・パスワードの共有や教示
- ・ゲーム上における他人のアイテムの窃用

#### 《問題点》

- ・不特定多数のプレイヤーが参加するため、ゲーム中の行為が原因でトラブルに発展することがある。
- ・キャラクターやアイテムが実際に現金で売買されている。
- ・パスワードを他人に教えたり、推測されやすいパスワードを設定している。
- ・就学時間中にインターネットカフェ等でゲームをする。
- ・ゲームに熱中するあまり、勉強、スポーツ等に身が入らない。

#### 《対策(教師・保護者の方へ)》

オンラインゲームの行為が原因で、現実の社会でトラブルになる場合があります。したがって、

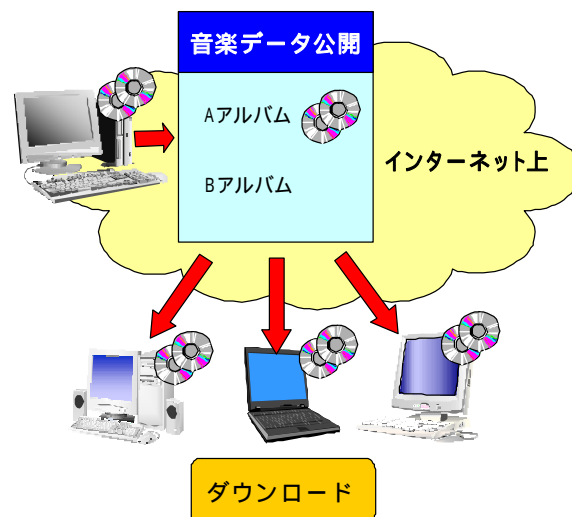
- ・ID、パスワードの管理を徹底し、定期的にパスワードの変更を行うこと
- ・利用規約や料金等をよく確認すること
- ・オンラインゲームで遊ぶ時間を決めること
- ・ゲーム上で知り合った者とチャット等で会話をする場合は、相手の立場に立った発言をすること

など適切な指導を行うことが大切です。

#### 4 ファイル共有ソフトに関係した犯罪と対策

ファイル共有ソフトとは、インターネット上にファイルを公開し、複数人で共有するものです。

このファイル共有ソフトは、いろいろな種類のファイルを、簡単にインターネット上に公開できるため、著作権を無視した音楽・映画・市販ソフト等のデータを勝手に公開する事例があります。



##### 《具体的犯罪等の事例》

##### 【著作権法違反の事例】

ファイル共有ソフトを使い、音楽・映画データをインターネット上に公開した。  
(著作権法違反～3年以下の懲役又は300万円以下の罰金)

##### 【わいせつ動画等の閲覧事例】

ファイル共有ソフトを使い、わいせつな動画データをダウンロードして閲覧した。

##### 《原因や動機》

- ・興味や好奇心によるファイル共有ソフトの使用
- ・遊ぶ金欲しさ
- ・友達も使っているという罪の意識の低さ

##### 《問題点》

- ・知識があれば、誰でもファイル共有ソフトを利用することができる。
- ・音楽・映画等のデータをインターネット上で公開することが、著作権法違反になることを知らない。
- ・ファイル共有ソフトの設定を誤ると、自分の知らない間に重要なデータをインターネット上へ公開してしまうという危険性がある。

##### 《対策（教師・保護者の方へ）》

インターネット上には、様々な情報が公開されており、青少年にとって有害な情報が多数存在しています。

したがって、

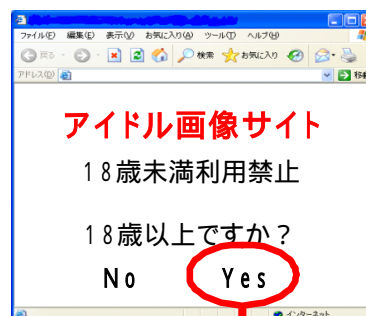
- ・ファイル共有ソフトを利用して、著作権者に無断で著作物をダウンロードすることは違法であること
  - ・ファイル共有ソフトは、重要な個人情報等を公開してしまう危険性があること
- などについて指導することが大切です。

また、学校のインターネット環境については、ファイル共有ソフトがダウンロードされていないか、定期的に確認することも必要です。

## 5 架空、不当請求や悪質メールの対策

身に覚えのない有料サイトの利用料金を請求するメールが届いたり、画像等をクリックすると、勝手に会員登録されて、料金を請求されるワンクリック請求に関する被害が増えています。

また、複数の人へメールを転送しないと不幸になる旨の内容のチェーンメールが送られてきて、不安を感じる被害も発生しています。



### 《具体的犯罪等の事例》

#### 【架空請求の事例】

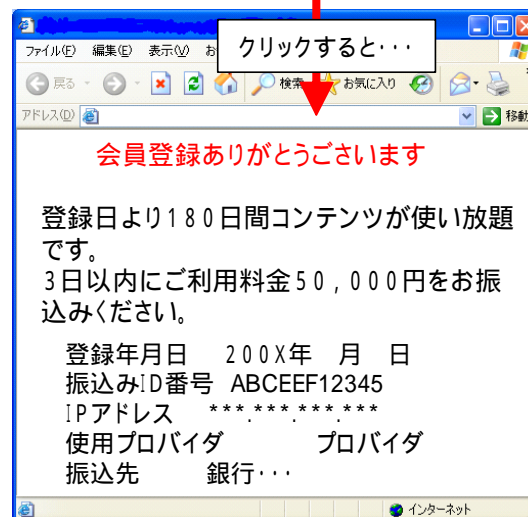
「アダルトサイトの利用料が未納となっております、当センターが債権回収することになりました」等のメールが突然、送られてきた。

#### 【悪質サイトの事例】

携帯電話に届いたメールに書かれたリンクを押したら、アダルトサイトにつながり自動的に会員登録された上、数万円の料金を請求された。

#### 【チェーンメールの事例】

「このメールを5人に転送してください。このメールを止めた人は、メールを回してきた人のポケット料金を一人で全額払わなければいけません。」、更には「転送しないと不幸になります。」等といった内容のメールが送られてきた。



### 《問題点》

- ・興味本位でアダルトサイト等の有料サイトを利用している。
- ・有料サイト利用時に名前や住所、メールアドレス等の個人情報を登録する。
- ・見知らぬ者からのメールやメール内のリンク等を不用意に開く。
- ・悪質メールを遊び感覚で、知り合いに転送する。

### 《対策（教師・保護者の方へ）》

携帯電話の普及に伴い、メールを利用した犯罪に青少年が巻き込まれるケースが増えています。

したがって、

- ・見知らぬ者からのメールやメール内のリンクは不用意に開かないこと
- ・利用した覚えのない有料サイトの利用請求は無視すること
- ・悪質なメールを他人に転送しないこと

などを指導することが大切です。

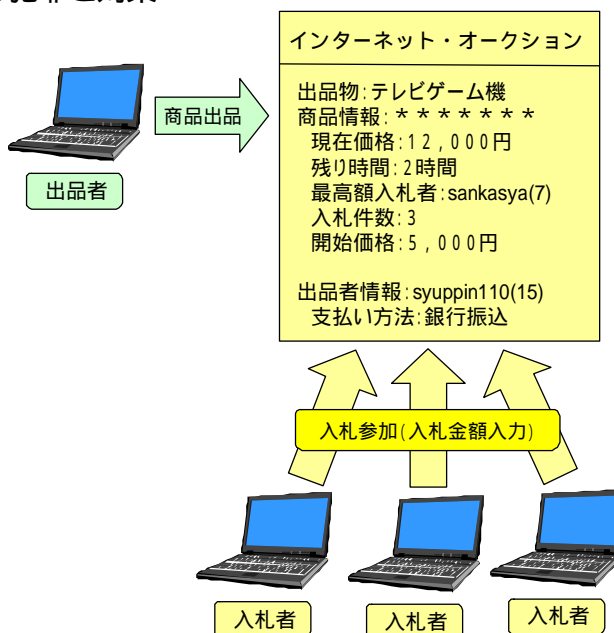
なお、悪質なメールには、ウイルスが添付されたものもあることから注意が必要です。

(コンピュータウイルスについては、第三章の7に記載しています。)

## 6 インターネット・オークションに関する犯罪と対策

インターネット・オークションとは、フリーマーケットのような感覚で、インターネット上で商品を売買できる仕組みです。

この仕組みを利用した詐欺事件等が多発しています。



### 《具体的犯罪等の事例》

#### 【詐欺の事例】

インターネット・オークションを利用して、ゲーム機を虚偽出品し、落札者から代金を騙しとった。

(詐欺～10年以下の懲役)

#### 【盗んだ商品の出品事例】

盗んだCDをインターネット・オークションに出品し、落札者に販売した。

(窃盗～10年以下の懲役)

### 《原因や動機》

- ・興味や好奇心によるインターネット・オークションの利用
- ・遊ぶ金欲しさ
- ・盗品の換金処分

### 《問題点》

- ・クレジットカードの番号さえわかれば、少年でもオークションに自由に参加できる。
- ・最近では、携帯電話を利用してオークションに参加できる。
- ・盗難品を簡単に販売できる。
- ・売買の過程で、相手と顔を合わすことがない。

### 《対策（教師・保護者の方へ）》

インターネット・オークションは、オークション参加者が商品を競り合う仕組みとなっているため、どのような人が参加しているかがわかりません。

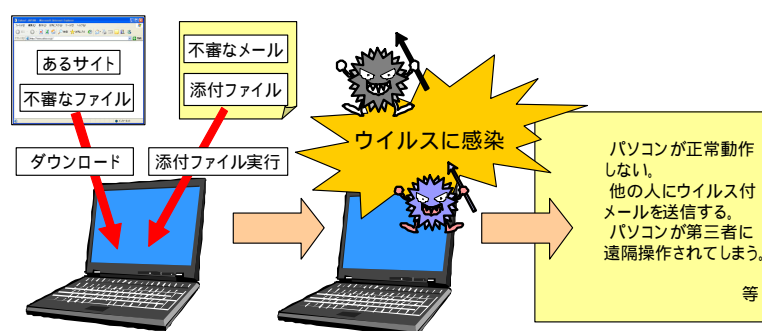
原則として18歳未満の者はインターネット・オークションに参加できないことから

- ・青少年がオークションに参加する場合には、親が助言しながら一緒に参加すること
- ・取引相手の評価や住所、名前、電話番号等をよく確認すること
- ・商品の配送は、代金引換等の安全な方法で取引すること

が大切です。

## 7 コンピュータウイルスと対策

不審なサイトでファイルをダウンロードしたり、不審なメールの添付ファイルを実行したら、コンピュータウイルスやスパイウェアに感染したといった事例が多く発生しています。



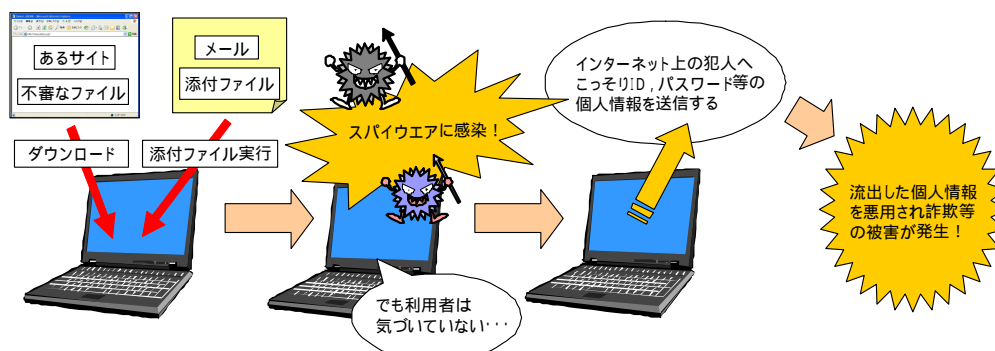
《具体的被害等の事例》

### 【コンピュータウイルスの事例】

- ・友達から送られてきたメールの添付ファイルを開いたら、パソコンの電源が切れ、起動しなくなった。

### 【スパイウェアの事例】

- ・スパイウェアとは、コンピュータウイルスの一種で、パソコンにこっそりインストールされ、ユーザーID、パスワード等の個人情報を外部に送信するソフトウェアで、個人情報を収集するために悪用されている。
- ・オンラインバンキングの口座番号、パスワード等を盗まれ、現金を送金される等の被害にあった。



《問題点》

- ・ウイルス対策ソフトをパソコンに入れていない、入れているが古いままになっている。
- ・メールに添付されたファイル等を不用意に開いてしまう。
- ・適切な指導・アドバイスをしてくれる人がいない。

### 《対策（教師・保護者の方へ）》

ウイルスに感染すると自分だけでなく、感染者からメール送信を受けた友人等にも被害を及ぼすことがあります。また個人情報が流出すると、その情報を悪用されることもあります。

したがって、

- ・パソコンには、ウイルス対策ソフトをインストールし、最新バージョンにしておくこと
- ・メールに添付されたファイル等を不用意に開かないこと
- ・不審なメールが送信されていないか確認すること
- ・万が一ウイルス、スパイウェアに感染した場合には、ウイルス対策ソフトによる駆除、またはOS等のソフトウェアを再インストールすること

が大切です。

## 第四章 インターネット利用時の注意事項

### 1 その他のインターネット利用上の注意点

#### 【インターネットカフェの利用】

青少年が就学時間や深夜にインターネットカフェを利用していることが問題化しています。

中でも一部のインターネットカフェでは、年齢確認等が実施されず、身分確認無しでフリーに利用できることから、アダルトサイトへのアクセス、オンラインゲームの利用、更にインターネットカフェを利用した不正アクセスや誹謗中傷メールの送信等の犯罪行為が行われています。

そこで、学校や家庭でインターネットカフェを利用する場合の注意事項を定め、青少年に正しく利用させることが大切です。

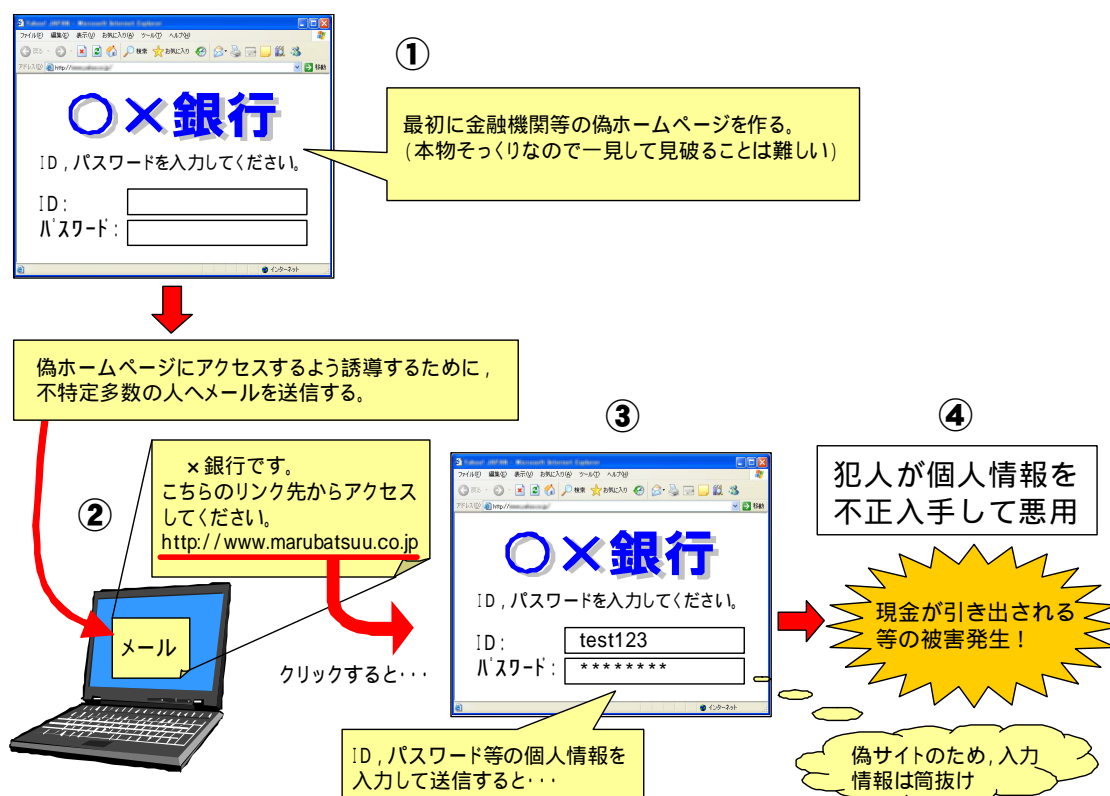
#### 【フィッシング詐欺】

「フィッシング」とは、金融機関等のメールを装い、偽のホームページに誘導してID・パスワード等の個人情報を入力させ、その情報を悪用して詐欺等の犯罪を行う新たな騙しの手口です。

欧米では、多くのインターネット利用者が個人情報を盗まれ、多額の詐欺事件が発生しています。

青少年がフィッシング詐欺被害に遭う危険性について、その可能性は低いものの、こうした手口を覚えておくことも大切です。

#### 《フィッシング詐欺の流れ》





### 【国際ローミングサービスの利用】

ホームステイ等，海外で生活する中学生や高校生もおられると思います。

ローミングサービスとは，海外でインターネットを利用する際，国内で契約しているプロバイダのID等を使用して，海外のプロバイダのアクセスポイントに接続して通信を行うことができるサービスです。

最近，このローミングサービスの利用者がパスワードを盗まれ，不正アクセスの被害を受ける事案が見られます。

インターネット利用者にとって，ID・パスワードの管理は最も重要ですが，ローミングサービス利用時は，こまめにパスワードの変更を行うなど，重要な個人情報は，適切に管理することが大切です。

### 【パスワードの共有】

第三章でパスワードを管理する重要性について記載しています。

友人同士でパスワードを共有することは，相手が自分の望まない使い方をするおそれがあり，大変に危険な行為です。

それと同時に，家族全員でパスワードを共有することも，時として問題事案に発展する場合があります。

ある程度の年齢になれば，パスワードの重要性と管理の方法を正しく教えた上で，固有のパスワードを自分で管理させることも必要です。

### 【その他の注意すべきサイト】

アダルトサイトや自殺系サイトについては，第三章で記載しています。

その他にも問題となるサイトが多数存在しています。

例えば，偽札作りのマニュアルサイト，爆発物を製造するためのマニュアルサイトなどです。

青少年は，興味本位でこうしたサイトにアクセスし，青少年が実際にこれらを製造した事例が報道されています。

こうした行為は犯罪となることを正しく教えることが大切です。

また，違法・有害情報サイトにアクセスしないためにも，フィルタリングソフトを導入して，閲覧制限を行うことも検討してください。サイバー犯罪を未然に防止する意味で有効であり，特に青少年のいる家庭にあっては，導入を推奨しています。

### フィルタリングソフト・・・インターネットの閲覧制限を行うソフト

違法・有害情報の表示を制限することにより，利用者の目に触れさせないようにして，犯罪に巻き込まれることを防止するためのソフトウェア。ただし完全に防ぐことは出来ないため，青少年等が閲覧していないか注意することは必要である。

## 2 インターネット利用時のルールとマナー

- 1 相手の立場に立った発言や行動を取りましょう
- 2 他人を傷つけるメールや書き込みはやめましょう  
  
もし、他人を傷つけてしまったことが分かった時は、素直に謝り  
ましょう
- 3 不用意に個人情報（住所、氏名、電話番号等）を公開しないよう  
十分注意をしましょう
- 4 他人が作成した物（データ等）を不用意に公開しないようにしま  
しょう
- 5 不審なメールは不用意に開かないようにしましょう
- 6 覚えのない料金請求メールやチェーンメールは無視しましょう

### 監 修

広島県警察本部生活安全部生活安全企画課  
広島市立大学情報科学部教授 大場 充  
広島大学情報メディア教育研究センター教授 相原 玲 二

広島県インターネット・セキュリティ対策推進協議会  
<http://www.hisec.jp/>



H I S E C（ハイセック）とは、広島県インターネット・セキュリティ対策推進協議会（Hiroshima Internet SEcurity Consortium）の略称です。

平成18年7月作成